



2023年11月 2 日

各 位

会 社 名 SWCC株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 隆代
(コード番号 5805 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員 戦略本部長 小又 哲夫
(TEL. 044-223-0530)

従業員持株会支援信託E S O Pの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの従業員に対する福利厚生制度の充実および当社グループの中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、当社グループの従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給することおよび信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することにより、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに、従業員の当社株価や経営参画への意識とエンゲージメントを一層高めることを通じて、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

また、本制度の導入と併せて、当社はグループ従業員に対する従業員持株会の奨励金付与率を現行の1口（1,000円）につき10%から20%へ引き上げることといたしました。

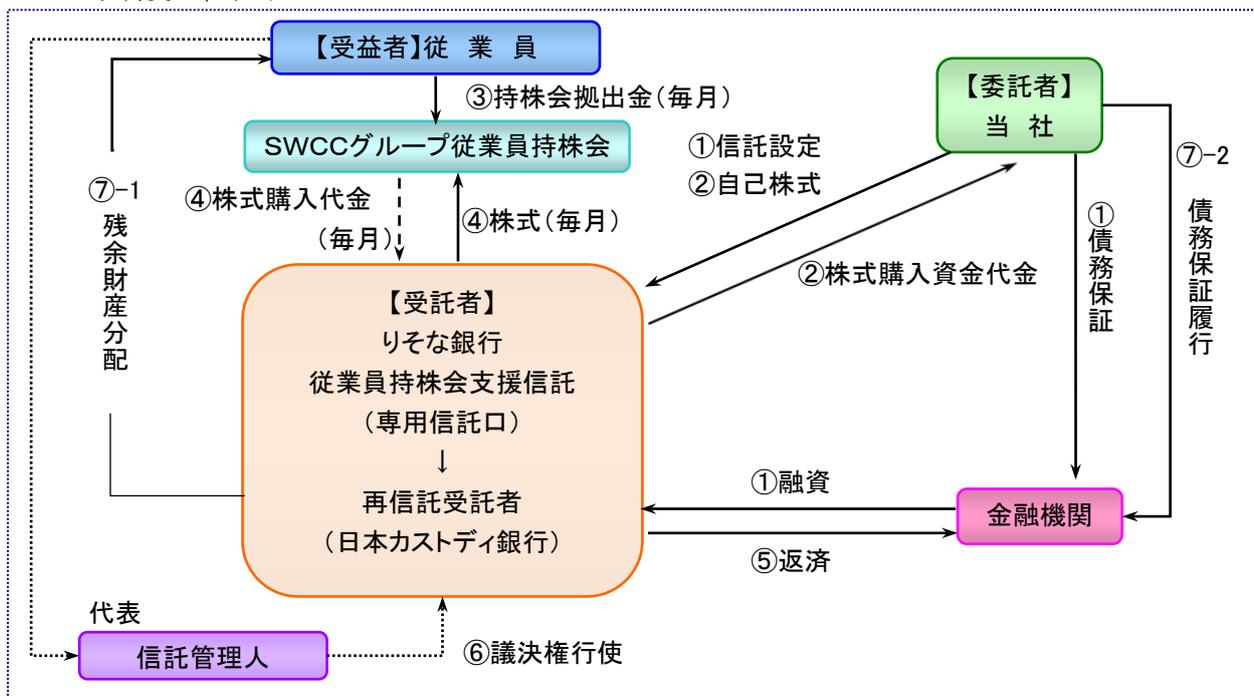
2. 本制度の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P（Employee Stock Ownership Plan）および2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度となります。

当社が「SWCCグループ従業員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（なお、株式会社りそな銀行に対して、当該信託の受託を依頼する予定です。）を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

なお、信託設定時に信託が取得する当社株式には当社保有の自己株式の一部を割り当てる予定としております。信託の設定時期、期間、株式取得金額等の詳細は、決定次第改めてお知らせいたします。

3. 本制度の仕組み



※持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

制度開始時	①	当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受けます（当社は当該融資に債務保証します。）。
	②	専用信託口は、借入金を原資として信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、自己株式の処分（第三者割当）による方法により取得します。
運営時	③	従業員は毎月当社持株会に持株会拠出金を支払います。
	④	当社持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入します。
	⑤	専用信託口は、株式売却代金等を原資として金融機関に借入金を返済します。
	⑥	専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使します。
終了時	⑦-1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 ⇒ 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産を分配します。
	⑦-2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 ⇒ 当社が金融機関に対して保証債務を履行します。

以上